

平成31年度事業計画

2025年問題は間近に迫っており、「地域包括ケアシステム」の構築が各地で加速的に進められています。さらに、来るべき2040年をめどに、高齢者に限らず全ての人々の支えあいを目指すとした「地域共生社会」の実現が目指す方向となっています。

全年齢層を対象とし医療と介護をつなぐ訪問看護への期待は大きく、訪問看護師を増やし24時間切れ目のない看護の提供、自立支援から在宅看取りの可能な訪問看護体制の整備が急がれます。更に医療機関等多機関及び介護職員等多職種との連携が一層求められ、訪問看護の生産性の向上や成果の可視化にはICT化の推進も必要です。

2019年度も訪問看護をめぐる動向や期待される役割を先取りした各種研修会を開催します。訪問看護認定看護師教育課程は諸般の事情で休講としますが、一般社団法人日本訪問看護認定看護師協議会の事務受託、訪問看護認定看護師向けの研修等により訪問看護認定看護師の活動を支援します。

本財団は、「おもて参道訪問看護ステーション（東京都渋谷区）」「あすか山訪問看護ステーション（東京都北区）」「刀根山訪問看護ステーション（大阪府豊中市）」「訪問看護ステーションひなたぼっこ・療養通所介護・児童発達支援事業等・相談支援事業・ひなたぼっこワーク・ここ併設（愛媛県松山市）」の4か所を直営しております。昨年度は、あすか山訪問看護ステーションが事務所移転し職場環境の改善を図りました。また、訪問看護ステーションひなたぼっこでは相談支援事業と、（訪問型）就労継続支援B型事業を開設し、今年はい各事業運営の安定化と情報発信・政策提言等を進めていきます。各事業所では地域の特徴を踏まえて、地域活動を推進し公益目的事業の一層の拡大を図ります。

2019年は消費税率10%引き上げに伴う報酬改定への対応と、2020年の診療報酬改定に向けた実態調査等を行って政策提言も行います。

訪問看護をめぐる動向と現場ニーズを勘案し、平成31年度事業計画の重点事項を以下のとおりとします。なお、事業計画は本財団の定款第4条（事業）に沿って立案します。

平成31年度事業の重点事項

1. 訪問看護の人材確保及びサービスの質の向上
 - 看護業界に訪問看護等在宅看護を広く周知し人材確保を進めるため、日本看護協会と「日本看護サミット2019・訪問看護サミット2019」を共催する。
 - 訪問看護師のニーズや社会の求める訪問看護に即したテーマで研修会を開催する。
 - 訪問看護認定看護師を活用したアドバイザー派遣事業を実践し全国的に拡大する。
2. 調査研究、訪問看護等在宅ケアの運営を通じた政策提言
 - 2020年度の診療報酬（訪問看護療養費）改定に向けて調査をまとめ要望書を提出する。
 - 訪問看護の成果を可視化し、訪問看護ステーションのデータの活用について政策提言する。
 - 「就労継続支援B型事業（訪問型）」の運営の安定化を目指すとともに政策提言を行う。
3. 重度心身障害児・者、医療的ケア児等の地域生活支援の充実
 - 訪問看護、療養通所介護を活用した児童発達支援事業等を普及させるために開設・運営ガイドの作成や政策提言を行う。
 - 小児訪問看護の実践者を養成・確保する。
4. 多職種連携等の促進等
 - 訪問看護等在宅ケアに関わる多職種の相互理解を深め、地域包括ケアの推進に寄与する。
 - 訪問介護職員と訪問看護師の連携、医師等医療従事者との連携のあり方を提案する。

1. 訪問看護等在宅ケアの質向上に関する教育等事業

- 1) 認定看護師教育に関する事業
- 2) 訪問看護等在宅ケアに関する研修事業
 - (1) 訪問看護eラーニング
 - (2) 集合研修（集中セミナー含む）
 - ①「請求業務の基本」(2日間研修)
 - ②「2020年度報酬改定セミナー」
 - ③「訪問看護経営セミナー」～経営の黒字化をめざして～
- ◎ ④訪問看護管理者セミナー「訪問看護ステーションにおけるICT化の先取り」
- ◎ ⑤看護職起業家交流セミナー「地域包括ケアに役立つ訪問看護ステーションの多角経営」～療養通所介護・児童発達支援事業等、看護小規模多機能型居宅介護～
- ◎ ⑥ステップ1「在宅における看護過程の展開」
～在宅における訪問看護過程の展開・アセスメントからアウトカム評価まで～
- ◎ ⑦ステップ2「臨床推論に基づくフィジカルアセスメント」
～アセスメントから看護内容を導き出す～
- ◎ ⑧ステップ3「訪問看護師がおこなう非がんの症状マネジメント」
～心不全・脳梗塞・慢性呼吸器疾患等～
- ◎ ⑨ステップ4「訪問看護師がおこなうリンパマッサージ」～一緒に療養者の苦痛を取り除きませんか～
- ◎ ⑩ステップ5「訪問看護師と多職種連携セミナー」
～多職種に看護の必要性和価値を伝えるプレゼンテーション力を強化～
- ◎ ⑪「小児（医療的ケア児等）訪問看護の基本と演習」～初心者編（2日間研修）～
- ◎ ⑫「小児訪問看護の課題解決セミナー」～経験者編～
- ◎ ⑬「精神障がい者の在宅看護セミナー」（3日間研修）
※精神科訪問看護基本療養費の届出要件を満たす研修
- ◎ ⑭「質の高い在宅看取りケア実践のためのELNEC-J2019」（2日間研修）
- ◎ ⑮「コンサルテーションの極意取得セミナー」
～実践・指導・相談業務のブラッシュアップ研修～
- ◎ ⑯「在宅ケアのリスクマネジメント」
～災害と情報漏えいに備える～
- ◎ ⑰「在宅認知症者のユマニチュード」
- ◎ ⑱「人生会議（ACP：アドバンスケアプランニング）の進め方」
～グリーフケアを含めた人生会議の進め方～
- (4) 第3号研修機関による研修（介護職員喀痰吸引等）

2. 訪問看護等在宅ケアの運営支援に関する事業

- 1) 電話等による訪問看護等在宅ケアに関する相談事業
- 2) アドバイザー派遣事業・コンサルテーション
 - (1) アドバイザー派遣事業
 - (2) 顧客満足度調査事業
 - (3) 訪問看護ステーション開設相談
 - (4) 療養通所介護コンサルテーション事業
- 3) 講師派遣・紹介、運営委託による訪問看護等在宅ケアの教育支援事業

3. 訪問看護等在宅ケア調査研究並びに事業運営を通じた事業等の開発・制度改善等に関する推進事業

1) 調査研究に基づく情報提供

- (1) 千代田区在宅療養実態調査（委託事業）
- (2) 療養通所介護・児童発達支援事業等の開設運営ガイド作成事業
- (3) その他必要な調査研究
- (4) 研究倫理委員会の開催

2) 事業の開発、情報提供及び行政への政策提言のための訪問看護ステーションの運営

(1) おもて参道訪問看護ステーション

- ・介護保険法及び健康保険法等に基づく指定訪問看護事業
- ・利用者・職員の利便性に基づくサテライト事業所開設の検討
- ・利用者のニーズに合わせた自費による訪問看護事業の検討
- ・地域における多職種連携のためのネットワークの立ち上げ
- ・地域住民への健康支援活動
- ・実習受け入れ
- ・海外からの視察受け入れ
- ・介護職員の喀痰吸引に関する特定の者への実地研修受諾

(2) 刀根山訪問看護ステーション

- ・介護保険法及び健康保険法等に基づく指定訪問看護事業
- ・介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
- ・居宅介護支援事業と訪問看護ステーションの協働推進
- ・実習受け入れ
- ・訪問看護ステーション・ケアプランセンター刀根山の地域活動
- ・大阪府介護支援専門員実務研修実習受け入れ
- ・大阪府、豊中市等の各種委員会等の委員の受諾

(3) あすか山訪問看護ステーション・赤羽支所

- ・介護保険法及び健康保険法等に基づく指定訪問看護事業
- ・介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
- ・障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく相談支援事業の実施

◎・2か所目のサテライト事業所の開設検討

- ・地域におけるケアネットワーク推進活動
- ・地域支援活動
- ・実習受け入れ
- ・北区、東京都、厚生労働省等の各種委員会委員の受諾
- ・東京都、厚生労働省等の視察受け入れ
- ・東京都教育ステーション事業の受諾
- ・介護職員の喀痰吸引に関する特定の者への実地研修受諾
- ・北区在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成の受諾
- ・北区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業受託
- ・東京都肢体不自由特別支援学校北における専用通学車両の同乗
- ・訪問看護ステーション管理者のコンサルテーション
- ・研修講師

◎・訪問看護アセスメントによる成果の可視化

(4) 在宅ケアセンターひなたぼっこ

- ・介護保険法及び健康保険法等に基づく指定訪問看護事業
- ・介護保険法に基づく療養通所介護事業
- ・障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービス・日中一時支援事業

- ・第3号喀痰吸引研修会の開催及び実施研修
 - ・地域活動
 - ・療養通所介護等コンサルテーション
 - ・実習受け入れ
 - ・障害者総合支援法に基づく「就労継続支援B型事業（訪問型）」の実施
 - ・障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく相談支援事業の実施
- ◎ ・訪問看護アセスメントによる成果の可視化
- 3) 海外視察等による国際交流事業
- (1) 海外視察研修企画・後援
 - (2) 諸外国からの視察・研修等受け入れ
 - (3) 情報提供・発信
- 4) 訪問看護等在宅ケア領域における政策提言
- (1) 2020年度診療報酬等改定に対する政策提言
 - (2) 医療的ケア児者や障害児者等の地域生活支援に関する政策提言
 - (3) 訪問看護ステーションの看護データの活用

4. 訪問看護等在宅ケアの調査研究等に対する助成事業

訪問看護等在宅ケア実践の質向上等の調査研究事業に対する助成と調査結果等の活用

5. その他 本財団の目的を達成するために必要な事業

- 1) 広報事業
- (1) 財団機関紙の発行と配布
 - (2) 「2019年度日本訪問看護財団事業のご案内（The Home Care 2019）」の活用、2020年度版の作成・配布
 - (3) ホームページ等による情報発信の充実
 - (4) 在宅ケアに関する小冊子等の配布
 - (5) 訪問看護普及キャンペーン(5月12日の看護の日の週)
- 2) 印刷物発行・監修等及び販売事業
- (1) 専門図書の編集・発行、改訂、販売促進
 - (2) 訪問看護PR用ポスター、小冊子作成、配布
 - (3) 帳票・記録用紙の印刷、販売等
- 3) 訪問看護等在宅ケア関連職種間の連携促進事業
- (1) 「日本看護サミット2019・訪問看護サミット2019」の開催
 - (2) ホスピタルショウ等への出展
 - (3) 一般社団法人日本訪問看護認定看護師協議会事務局運営受託
 - (4) 療養通所介護・児童発達支援事業等の推進
 - ・療養通所介護推進委員会の設置及び活動
 - (5) 訪問看護推進連携会議(日本看護協会、日本訪問看護財団、全国訪問看護事業協会)への参画
 - (6) 看護系学会等社会保険連合に参画
 - (7) その他行政、関連学会、団体等との連携
- 4) 訪問看護・在宅ケアに従事する者の福利厚生に関する事業
- 5) 寄付金に関すること
- 6) 会議の開催
- (1) 理事会・評議員会
 - (2) 在宅看護専門委員会
 - (3) 療養通所介護推進委員会